

記 載 例

家屋・償却資産の明細

	内容	数量	金額	備考
家屋	工場建設工事 ・ 家屋本体工事 ・ 電気工事 ・ 空調工事 ・ 給排水工事 ・ 舗装工事	一式	〇〇〇, 〇〇〇千円	
小計①			〇〇〇, 〇〇〇千円	
償却資産	〇〇製造装置 〇〇加工装置 〇〇〇〇装置 〇〇〇〇装置	2台 一式 一式 一式	〇〇, 〇〇〇千円 〇〇, 〇〇〇千円 〇, 〇〇〇千円 〇, 〇〇〇千円	
小計②			〇〇, 〇〇〇千円	
合 計 (①+②)			〇〇〇, 〇〇〇千円	

(消費税及び地方消費税を含まない。)

※工事着手日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

資金計画

- ・ 自己資金 50%
- ・ 銀行借入 40% (内訳 日本政策金融公庫20%、取引銀行20%)
- ・ 補助金 10%

- 当補助金は、企業の域外の流出防止を目的としているため、単に一部の設備の更新・導入は対象とはなりません。
- 補助対象経費が償却資産のみの場合は、工場内の老朽化した設備を一新する、又は新製品製造のための設備投資等であって、新たに導入される償却資産が工場フロアの過半数又は設置面積を占める場合を対象とします。
- 償却資産については、具体的な用途が分かる程度の名称を記載してください。
- 最初の稼働があった装置から、1年以上を置いて発注されるものは、原則、一連の投資と認められず補助対象となりません。
- また、事務用備品など、直接製造に寄与しないものは補助対象とはなりません。
- 申請と異なる目的の装置を導入した場合は、補助対象として認められません。
- リースによる取得や別主体による取得は補助対象となりません